

医療的ケア児への支援について

1 医療的ケア児支援庁内検討会議

医療的ケア児支援法の基本理念に則った区の施策の方向性を総合的に整理・検討するため、関係所管による会議を3回開催した。

(1) 関係所管

政策経営部（企画課、財政課）、障害福祉部（障害者施策課、障害者支援課）、健康部（歯科保健・医療連携担当、城東保健相談所）、こども未来部（保育計画課、保育課）、教育委員会事務局（学務課、教育支援課、地域教育課）

(2) 開催状況

第1回 令和4年5月27日	・ニーズ調査に基づく課題整理 ・各所管の現状と検討状況の共有
第2回 令和4年7月20日	・各施設における受入れ体制構築に向けた方向性の調整
第3回 令和4年8月17日	・全施設において令和5年4月より受入れる方向性を確認

※施設…法6～7条に規定する施設：保育所、幼稚園、きつずクラブ
(公立小中学校は令和2年度より対応済)

2 令和5年度からの取り組み

- (1) 医療的ケア児の支援に関するガイドブックの作成
- (2) 医療的ケア児対応事業所（居宅介護、児童通所、訪問看護ステーション）の拡充を目的とした講演会の実施や研修の周知
- (3) 保育施設における受入れ開始
- (4) 教育施設（幼稚園、きつずクラブ）における受入れ開始